

特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成24年 7月27日

新潟県人事委員会

委員長 鶴 巻 克 恕

**新潟県人事委員会規則第6-1703号**

特殊勤務手当に関する規則（規則第6-1313号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下「移動項等」という。）に対応する同表の改正後の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下「移動後項等」という。）が存在する場合には当該移動項等を当該移動後項等とし、移動項等に対応する移動後項等が存在しない場合には当該移動項等（以下「削除項等」という。）を削り、移動後項等に対応する移動項等が存在しない場合には当該移動後項等（以下「追加項等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項及び号の表示並びに削除項等を除く。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項及び号の表示並びに追加項等を除く。）に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後		改 正 前																						
<p><b>附 則</b></p> <p>1～3 （略） （東日本大震災に対処するための手当の特例）</p> <p>4 <u>条例附則第2項第3号の人事委員会規則で定める区域は、次に掲げる区域とする。</u></p> <p><u>(1) 本部長指示により、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第28条第2項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法第63条第1項の規定に基づく警戒区域に設定することとされた区域</u></p> <p><u>(2) 本部長指示により、居住者等が避難のための立退き又は避難のための計画的な立退きを行うこととされた区域（前号に掲げるもの及び本部長指示により、避難指示解除準備区域に設定することとされた区域を除く。）</u></p> <p>5 <u>条例附則第3項の人事委員会規則で定める額は、作業に従事した日1日につき、次のとおりとする。</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">作 業 の 区 分</th> <th>手 当 の 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">条例附則第2項第1号に掲げる作業</td> <td>屋外において行う場合</td> <td>6,600円</td> </tr> <tr> <td>屋内において行う場合</td> <td>1,330円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">条例附則第2項第2号に掲げる作業</td> <td>屋外において行う場合</td> <td>3,300円</td> </tr> <tr> <td>屋内において行う場合</td> <td>660円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">条例附則第2項第3号に掲げる作業</td> <td>前項第1号に掲げる区域 屋外において行う場合</td> <td>6,600円</td> </tr> <tr> <td>屋内において行う場合</td> <td>1,330円</td> </tr> <tr> <td>前項第2</td> <td>屋外において</td> <td>5,000円</td> </tr> </tbody> </table>		作 業 の 区 分		手 当 の 額	条例附則第2項第1号に掲げる作業	屋外において行う場合	6,600円	屋内において行う場合	1,330円	条例附則第2項第2号に掲げる作業	屋外において行う場合	3,300円	屋内において行う場合	660円	条例附則第2項第3号に掲げる作業	前項第1号に掲げる区域 屋外において行う場合	6,600円	屋内において行う場合	1,330円	前項第2	屋外において	5,000円	<p><b>附 則</b></p> <p>1～3 （略） （東日本大震災に対処するための手当の特例）</p> <p>4 <u>条例附則第2項第1号の人事委員会規則で定めるものは、平成23年4月21日11時00分の警戒区域の設定に係る本部長指示があるまでの間における、当該本部長指示により警戒区域に設定することとされた区域と同一の区域とする。</u></p> <p>5 <u>条例附則第2項第2号の人事委員会規則で定めるものは、平成23年4月22日9時44分の本部長指示があるまでの間における、当該本部長指示により避難のための計画的な立退きを行うこととされた区域と同一の区域とする。</u></p>	
作 業 の 区 分		手 当 の 額																						
条例附則第2項第1号に掲げる作業	屋外において行う場合	6,600円																						
	屋内において行う場合	1,330円																						
条例附則第2項第2号に掲げる作業	屋外において行う場合	3,300円																						
	屋内において行う場合	660円																						
条例附則第2項第3号に掲げる作業	前項第1号に掲げる区域 屋外において行う場合	6,600円																						
	屋内において行う場合	1,330円																						
前項第2	屋外において	5,000円																						

号に掲げる区域	行う場合	1,000円
	屋内において行う場合	

- 6 同一の日において、前項に掲げる2以上の異なる区分の作業に従事した場合においては、当該2以上の作業に係る手当の額が最も高いもの（その額が同額の場合にあっては、その手当のいずれか一の手当）以外の手当は、第38条第2項の規定の適用については、災害応急作業手当とみなさない。
- 7 条例附則第2項各号に掲げる作業のうち屋内において行う場合の作業には、第40条の規定は適用しない。

- 6 条例附則第2項第3号の人事委員会規則で定めるものは、平成23年3月15日11時00分の本部長指示があるまでの間における、当該本部長指示により屋内への退避を行うこととされた区域と同一の区域とする。
- 7 条例附則第3項の心身に著しい負担を与えるものとして人事委員会規則で定める作業は、東京電力株式会社福島第一原子力発電所を中心とする半径3キロメートルの円内の区域において行う作業とする。
- 8 同一の日において、条例附則第3項に掲げる2以上の異なる区分の作業に従事した場合においては、当該2以上の作業に係る手当の額が最も高いもの以外の手当は、第38条第2項の規定の適用については、災害応急作業手当とみなさない。
- 9 条例附則第2項第1号又は第2号の作業のうち屋内において行う場合の作業には、第40条の規定は適用しない。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。